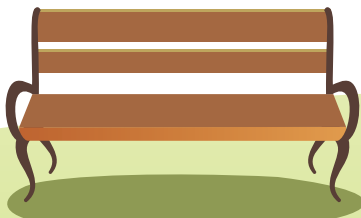


第5期

# 沖縄県 食品の安全安心推進計画

令和7年度～令和11年度



令和7年4月



# 第5期沖縄県食品の安全安心推進計画目次

## 第1章 基本的事項

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 策定の趣旨     | 1 |
| 2 | 位置付け      | 2 |
| 3 | 基本理念      | 2 |
| 4 | 計画の期間     | 2 |
| 5 | 推進体制と進行管理 | 2 |

## 第2章 食品を取り巻く現状及び課題

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 現 状             |   |
| (1) | 食品の安全性に関わる主な出来事 | 3 |
| (2) | 食品の自主回収件数       | 4 |
| (3) | 食中毒発生状況         | 4 |
| (4) | 消費生活相談件数        | 5 |
| (5) | 農業産出額           | 6 |
| (6) | 漁業生産額           | 6 |
| (7) | 農林水産戦略品目拠点産地認定数 | 7 |
| (8) | 食料自給率           | 7 |
| 2   | 課 題             | 8 |

## 第3章 第5期推進計画の目標

|   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 目標の設定                          | 9  |
|   | 施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保               |    |
|   | 施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供             |    |
| 2 | 第4期からの変更点（新規及び統合・内容変更、目標値上方修正） | 10 |
|   | 第5期推進計画施策体系                    | 13 |
|   | 第5期推進計画施策項目一覧                  | 14 |

## 第4章 施策の展開

### 目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

#### 施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

- 基本施策（１）安全安心な農産物の提供の推進・・・・・・・・・・ 18
- 基本施策（２）安全安心な畜産物・水産物の提供の推進・・・・・・・・ 20

#### 施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

- 基本施策（３）食品の製造・調理・販売段階における安全安心の確保・・・ 27
- 基本施策（４）食品表示の適正化の推進・・・・・・・・・・ 31
- 基本施策（５）輸入食品の安全対策の強化・・・・・・・・・・ 33

#### 施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

- 基本施策（６）食品の安全安心に関する調査・研究の推進・・・・・・・・ 34
- 基本施策（７）緊急事態における体制の維持・強化・・・・・・・・ 36

### 目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

#### 施策4 食品の安全安心に関する理解促進

- 基本施策（８）安全安心な食品に関する知識の普及啓発・・・・・・・・ 37

#### 施策5 安全安心な県産食品の推奨

- 基本施策（９）優良な県産食品の推奨・・・・・・・・・・ 39

#### 施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

- 基本施策（１０）食品に対する正しい情報の提供・・・・・・・・ 40
- 基本施策（１１）意見交換会の充実・・・・・・・・・・ 42

## 資料編

- 1 これまでの取り組み状況・・・・・・・・・・ 44
- 2 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例・・・・・・・・ 46
- 3 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程・・・・・・・・ 51
- 4 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱・・・・・・・・ 54
- 5 食品の安全安心に関する問い合わせ先・・・・・・・・ 56

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

沖縄県では、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本的理念を定め「食品の安全安心の確保に関する施策」（以下「施策」という。）を総合的に推進し、県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的に、平成19年7月に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」（平成19年条例第39号（以下「条例」という。））を制定しました。

本条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第1期沖縄県食品の安全安心推進計画（平成21年度～平成23年度）」（以下「第1期推進計画」という。）、「第2期沖縄県食品の安全安心推進計画（平成24年度～平成26年度）」（以下「第2期推進計画」という。）、「第3期沖縄県食品の安全安心推進計画（平成27年度～平成31年度）」（以下「第3期推進計画」という。）、「第4期沖縄県食品の安全安心推進計画（令和2年度～令和6年度）」（以下「第4期推進計画」という。）を策定し、施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方、国内の食品情勢に目を向けると、第1期推進計画期間中に食肉の生食により死亡者が発生した食中毒事件が発生し、第2期推進計画期間中には原発事故による食品の放射能汚染問題が起こり、第3期推進計画期間中に廃棄用食材の不正転売、広域食中毒事件が発生するなど、食品の安全性や信頼性を損なう事件・事故が繰り返し発生しています。

第4期推進計画期間中では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い入院措置・勧告や外出自粛といった措置がとられる中、フードデリバリーサービスの需要が高まるなど食料消費の動向に大きな変化がもたらされ、沖縄県でも同様な状況が見受けられました。

その後、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行し日常を取り戻す中、観光需要の回復に比例して外食産業が活気づくようになった今、食品に対する様々な課題も見えてきました。

そこで、これまでの基本的な考え方は継承しつつ新たな課題に対応した内容を盛り込み、食品の安全安心の確保に向けて対策を着実に実施するため、「第5期沖縄県食品の安全安心推進計画」（以下「第5期推進計画」という。）を策定します。

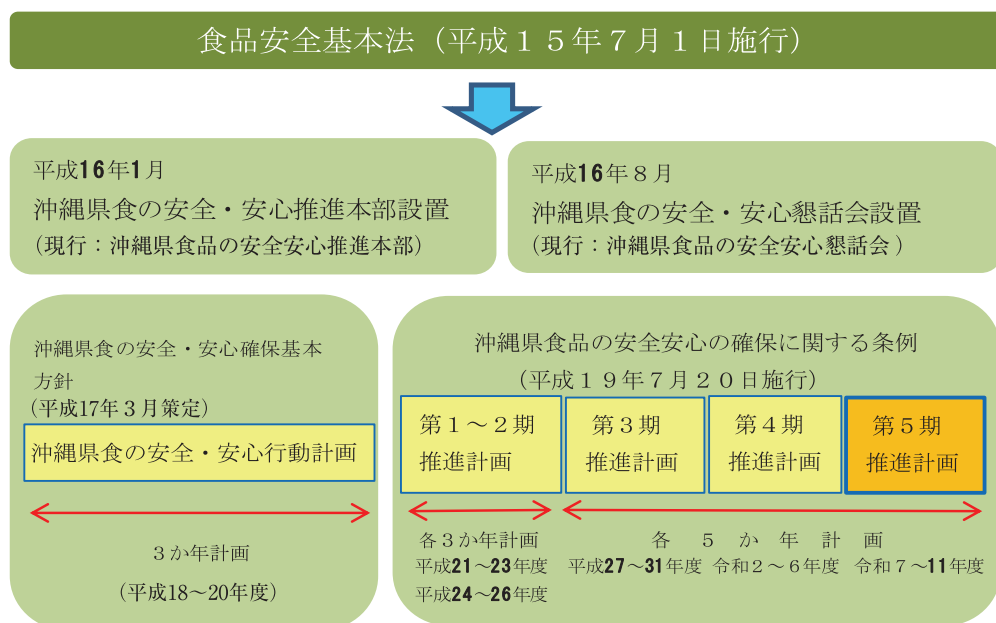


図1 沖縄県における食品の安全安心に関する計画の策定経過

## 2 位置付け

この計画は、条例第7条の規定により策定する計画です。

## 3 基本理念

### (1) 生産から消費に至る各段階での食品の安全性及び安心感の確保

県民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下、農林水産物の生産から食品の販売・消費に至る一連の食品供給行程の各段階において、科学的知見に基づいた食品の安全性及び食品に対する安心感を確保します。

### (2) 正しく分かりやすい情報提供の促進

行政機関、研究機関や食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種調査結果等の情報を含めた、幅広い情報についてホームページ等を活用し、県民に分かりやすく提供するように努めます。

## 4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年間とします。ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化や制度改正により、見直しの検討が必要な場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 5 推進体制と進行管理

- (1) 副知事を本部長とし、関係部局長等で構成する「沖縄県食品の安全安心推進本部」で全庁的に推進します。
- (2) 消費者、生産者、流通業者、食品営業者及び学識経験者で構成する「沖縄県食品の安全安心懇話会」から意見を聴取し、施策に反映します。
- (3) 第5期推進計画に基づく施策の実施状況を毎年度検証し、公表を行います。

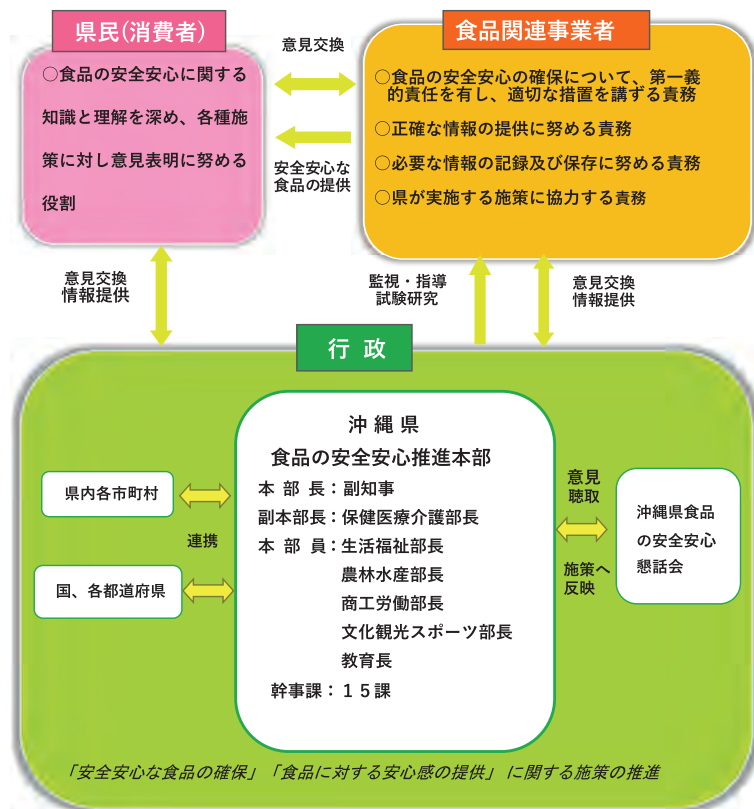


図2 沖縄県食品の安全安心推進体制